



市窓第348号  
令和6年5月15日

関係各位

横浜市市民局窓口サービス課長

横浜市行政サービスコーナーにおける一部証明書の発行時間の変更及び  
利用者への周知について（依頼）

平素より横浜市政の推進に御協力をいただき、ありがとうございます。

来る令和6年5月26日（日）から、横浜市行政サービスコーナーのシステム変更により、一部の証明書が土曜日・日曜日に横浜市行政サービスコーナーにおいて発行できません（詳細は次のとおりです）。

つきましては、当該証明書の取得について横浜市行政サービスコーナーを御案内いただく際には、平日に来庁いただくよう御案内をお願いいたします。

なお、当該内容を周知するため、チラシを作成しました。貴社の皆様方への周知及び利用者への御案内に活用いただければ幸いです。よろしくをお願いいたします。

令和6年5月26日（日曜日）以降の土曜日及び日曜日に  
横浜市行政サービスコーナーで取得できない一部の証明書について

(1) 転出・死亡などで削除された方の	住民票の写し 住民票記載事項証明書
(2) 転出・死亡などで削除された方を含む世帯全員の	
(3) 住民票コードが記載された	
(4) 職員の補記が必要な （前住所の文字数が長い、システム外の文字を使用している等）	
(5) 転出届を出した方の	印鑑登録証明書
(6) 転出届を出した方を含む世帯全員の	
(7) 転出届を出した方の	

※これらの証明書の発行を御希望の場合、平日（区役所・行政サービスコーナー）または土曜日開庁（区役所）の御利用をお願いします。

開庁時間 区役所：平日 8時45分～17時、第2・第4土曜日 9時～12時

行政サービスコーナー：平日 7時30分～19時

担当：横浜市市民局窓口サービス課

TEL : 671-2176

Eメール：[sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp](mailto:sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp)

令和6年5月26日以降  
行政サービスコーナーのシステム変更のため  
一部の証明書が土曜日・日曜日に発行できません。  
平日のご利用をお願いします。

発行できない証明書 一覧

(1) 転出・死亡などで削除された方の (2) 転出・死亡などで削除された方を含む世帯全員の (3) 転出・死亡などで世帯全員の方が削除された ※1	住民票の写し 住民票記載事項証明書
(4) 住民票コードが記載された	
(5) 職員の補記が必要な (前住所の文字数が長い、システム外の文字を使用している等)	
(6) 転出届を出した方の (7) 転出届を出した方を含む世帯全員の	印鑑登録証明書
(8) 転出届を出した方の	

・申請書の預かり対応は行いません。

※1 (3)の世帯全員が削除された住民票を「除票」といいます。

ご不便をおかけし、申し訳ございませんが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

行政サービスコーナーについて

- 行政サービスコーナー ウェブページ

横浜市 行政サービスコーナー

- 市民局窓口サービス課  
(TEL) 671-2176 (FAX) 664-5295

